

# 一般財団法人 全国盲導犬協会 平成 29 年度事業計画書

## 1. 盲導犬育成業務について

- 平成 29 年 3 月 9 日に盲導犬適性審査を通過する見込み（本書作成時点；結果は平成 28 年度事業報告書に記載）の候補犬 1 頭について、その使用者候補の歩行指導を平成 28 年度末から平成 29 年度初めにかけておこなう。
- 平成 29 年 9 月までに飼育奉仕者宅から当協会へ戻る候補犬 7 頭、並びに、現在訓練中の候補犬 1 頭の盲導犬適性審査を随時おこない、このうち 2 頭を通過させることを訓練の目標とする。適正審査の結果に応じて使用者候補の選定と歩行指導をおこなう。
- 平成 29 年 10 月以降に飼育奉仕者宅から当協会に戻る候補犬 3 頭に関しては、次年度での盲導犬適正審査通過を目指して訓練にあたる。
- 盲導犬としての資質を持つ子犬の確保については、平成 28 年度に確保した台牝と種牝の交配を試み、初の自家繁殖をおこなう。これと並行して、信頼できる外部のブリーダーより購入する。合わせて 10 頭前後の確保を目指す。新たな購入先の視察調査も可能であれば継続する。
- 当協会の盲導犬使用者に対し、必要なフォローアップを随時提供する。

## 2. 盲導犬育成業務を支えるボランティアの募集について

- 子犬飼育ボランティアの人数が慢性的に不足している現状を鑑み、前年度と同様に広報活動を通じて広く希望者を募る。また、未経験者からの応募が増えるよう丁寧な助言指導を心がける。
- 盲導犬に不適正と判断された犬の里親（進路変更犬の飼育）というボランティアの存在を周知し、応募を増やすことで進路変更犬がより早く一般家庭に移れると同時に、職員がより多くの時間を適正犬の訓練に充てることのできるよう務める。平成 29 年度は、地元愛犬家団体や家庭犬の訓練士と連携し、進路変更犬の引き取り後のケアを充実させ、進路変更犬がよりスムーズに一般家庭に移ることができるよう環境を整える。
- 前年度と同様に地元愛犬家団体の協力を仰ぎ、飼育ボランティア（特に進路変更犬について）への応募が増えるよう務める。

## 3. 職員教育について（平成 28 年度と同様）

- 歩行指導員研修生（2 名）の教育については、今年度が入職から 4 年目にあたるため、前年度と同様、特に盲導犬使用者に主眼を置いた学習をおこなうものとする（当協会の歩行指導員養成計画に基づく）。具体的には、歩行指導、盲導犬貸与希望者の面接・調査・判定、貸

与後のフォローアップに数多く立会い、そのノウハウを学習する。これと並行して、研修生は犬の誘導訓練の方法を習得するよう務める。

- 座学については、前年度と同様に外部からは専門家（獣医師、眼科医等）や盲導犬育成事業関係者（盲導犬使用者、歩行指導員経験者等）を招聘し最低3回の学習の場を設け、より深い知識の習得を図る。

#### 4. 啓発業務について

- 社会全体へ視覚障がい者、並びに盲導犬育成事業に関するより深く正しい知識の普及に努めてゆく。この目的のため：
- 外部団体（例：社会福祉協議会、教育機関、慈善団体）に働きかけ、その協力のもと、講話や学習会を開催したり、冊子等を配布したりする機会を増やす。次世代育成の重要性に鑑み、特に小学生をはじめとする若年層を対象とした啓発業務に重点を置く。市内の公立小学校に関しては、講話開催に向けて関係機関と具体的な調整をおこなう。
- 一般の希望者を対象とした当協会主催の学習会を最低月1回開催する。また、チラシの作成配布、インターネット上での告知を通してこの学習会の周知に務める。
- 水戸京成百貨店／小沼渉写真事務所の支援のもと、盲導犬に関しての写真展（初夏）を開催する。

#### 5. 財源確保について（平成28年度と同様）

- 盲導犬に関しての講話の依頼を可能な限り多く受諾し、又は官民大小問わず様々な催事の場での広報活動を可能な限り多くおこない、当協会並びに盲導犬育成事業に対する社会の理解を深めることにより、寄付・協賛金の確保につなげてゆく。
- ライオンズクラブやロータリークラブ等の慈善団体と更なる交流を深め、組織的な助力を仰ぐ。
- 当協会の支援団体である「ローリー基金」が開催する様々な支援活動（チャリティーコンサートや街頭募金活動など）に対して、職員と広報犬を派遣するなど積極的に協力し、支援活動の効果が向上されるよう努める。
- 愛犬家団体「水戸フライングドッグクラブ」（水戸市）と「ケーナインディスクジャパン」（神戸市）の支援のもと、チャリティーイベントを主催し、当協会並びに盲導犬育成事業に対する社会の理解を深めることにより、寄付・協賛金の確保につなげてゆく。

#### 6. その他

- 公益財団法人へ移行する。

- 社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会盲導犬委員会により策定された盲導犬訓練3計画（訓練・歩行指導・歩行指導員養成；平成29年4月1日施行）を、国家公安委員会規則第17号「盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則」第2条第2項第4号にいう「盲導犬訓練業務等の実施の基本的な計画」として適用する。
- 上述した事業計画の達成に必要と考えられる諸々の副次的事業をおこなう。

以上、平成29年3月7日、平成28年度第4回理事会にて決裁、同日、評議員会にて承認。

一般財団法人 全国盲導犬協会

事務局：〒312-0052 茨城県ひたちなか市東石川 3444-7 TEL: 029-272-7210

訓練施設：〒312-0052 茨城県ひたちなか市東石川堂端 3610-10 TEL: 029-275-3122